

調 査 内 容

I	調 査 地	栃木県高根沢町 人口 28,799 人※R 6. 6. 1 現在 面積 70.87 km ²
	調査月日	令和 7 年 1 月 15 日（水）
	調査事件	常任委員会の集約について
	概 要	(1) 集約に至った経緯について 平成 30 年 4 月時の改選から定数が 16 名となった。議会が果たす役割が増加しており、また、高根沢町議会からは議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、他に監査委員や組合議員など 23 種の委員に選出されている。議員各位の活動量が大きく異なっている現状があり、特に委員長、副委員長の負担は大きくなっていた。 令和 4 年 4 月の改選からは定数が 13 名となり、常任委員会を 3 委員会から 2 委員会にすることや、委員数を減らして現状の 3 委員会を維持するかについて議論を重ねた。 常任委員会においては、討議できる人数が多い方が多様な意見が出る、欠席者や欠員などが出た場合に極端に少ない人数になってしまう、という声があったことから 2 委員会が望ましいとの結論になった。 (2) 集約内容決定までの経過について（特別委員会での議論内容、委員会で担当する事業や予算の割り当て方など） 総務、教育福祉、建設産業の 3 常任委員会を、「まちづくり」と「くらしづくり」の 2 常任委員会とした。総務常任委員会と建設産業常任委員会がまちづくり常任委員会に、教育福祉常任委員会がくらしづくり常任委員会となったが、地域安全課、税務課は元々総務常任委員会所管であったが、内容を考慮し、くらしづくり常任委員会所管とした。また、個々の款項目では分けずに担当課で振り分けている。 (3) 集約に当たって、特に重視（配慮）した点について 2 委員会にするタイミングで、委員会名を総務、教育福祉、建設産業から町民になじみやすく分かりやすい「まちづくり」と「くらしづくり」とした。 また、2 委員会にすることによって、所管範囲が広がり、委員一人当たりの知識や調査が膨大になることが予想され、また委員長報告の作成や各種委員として選出される会議の出席など委員長等の負担増加は明らかなことから、運用後改めて検討する機会を設けることとした。 (4) 予算及び決算審査も常任委員会が行っているか、常任委員会をベースとした部会を設置しているか。 予算・決算審査も常任委員会をベースに行っている。

		(5) 集約後の効果について 現在欠員が2名で議員が11名となっているが、2常任委員会にしていることで支障なく運営できている。また1常任委員会ごとの人数も多いことから、多様な意見が出ている。
	委員会のまとめ	高根沢町議会では、令和4年4月の改選から定数が13名となり、常任委員会を3委員会から2委員会にすることや、委員数を減らして現状の3委員会を維持するかについて議論を重ねた。 常任委員会においては、討議できる人数が多い方が多様な意見が出る。欠席者や欠員などが出た場合に極端に少ない人数になってしまう、という声があったことから2委員会が望ましいとの結論となり、2常任委員会に集約し、委員会名も町民に親しみやすく分かりやすい「まちづくり」と「くらしづくり」とした。 当市議会も以前3名や4名の欠員を経験し、今期より定数が16名となり常任委員会の人数が減っている中で、感染症感染などによる欠席が増えた場合などの常任委員会運営が難しい場合が出てくると考えられること、また、委員会内で多様な意見を出していくためにも2常任委員会への集約を早急に検討するべきと考える。

II	調 査 地	埼玉県川越市 人口352,916人※R6.12.1現在 面積109.13km²
	調査月日	令和7年1月16日（木）
	調査事件	川越市議会ハラスメント根絶条例について
	概 要	(1) 条例制定に至った経緯について 平成30年9月14日、議会事務局職員から「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する嚴重注意及び再発防止」について、弁護士を通して議長に申し入れがあったことが発端。同日、代表者会議を開催し、議会の対応について協議を行い12月定例会までに第3者委員会の調査結果を示すことを確認した。 (2) 条例の内容について ・ 対象を議員と職員に特化している。 ・ 研修会の開催を義務づけている。 ・ ハラスメントの事実が確認された場合は、当該議員の氏名等の公表を義務づけている ・ 施行後3年以内の検討等を規定している。 (3) 条例制定までの検討状況について（議会運営委員会での検討か、特別委員会を設置したか、外部の方を交えたか。） 【平成30年9月18日～28日】 計4回の代表者会議を開催し、第三者委員会の設置とハラスメント研

修会実施の確認が行われた。

【平成 30 年 10 月 5 日～11 月 28 日】

1 週間に 2 回のペースで計 15 回の第三者委員会が開催された。

（委員は、外部の大学教授 1 名（男性）と弁護士 2 名（男女各 1 名）計 3 名）

【平成 30 年 10 月 12 日】

対象議員辞職

【平成 30 年 11 月 29 日】

16 回目の第三者委員会が開催され、調査結果報告書を議長へ提出。

（19 件中、5 件をハラスメントに認定。）

本会議散会后、議員への報告会をマスコミ、一般傍聴を許可する形で開催。

【平成 30 年 12 月 12 日】

議員倫理条例策定会議を設置

（各会派代表者（8 会派）及び正副議長で構成）

【平成 30 年 12 月 18 日】

第 1 回議員倫理条例策定会議を開催

【平成 30 年 12 月 21 日】

ハラスメント根絶に関する決議を可決

【平成 31 年 1 月 9 日～3 月 6 日】

第 2 回～10 回議員倫理条例策定会議を開催

※ 第 3 回の会議において、平成 31 年 5 月改選のため、任期中の倫理条例策定は困難なことから、今後は「ハラスメントに特化した条例」を策定することを確認。

※ 議員政治倫理条例は令和 5 年 3 月 22 日に制定。

【平成 31 年 3 月 7 日】

川越市議会ハラスメント根絶条例制定

(4) 検討に当たって、特に重視（配慮）した点について

- ・ 第三者委員会の委員を選ぶ際、様々な視点から委員を選ぶことを考え、当初は民間人も加えることを考えたが、白黒はつきりさせる立場は難しいと断られ、最終的に大学教授と当該事案に長けている弁護士が委員となった。
- ・ 条例を制定して終わりではなく、定期的な研修会の開催を義務づけ、講師への謝礼金や交通費などに充てるため、毎年 3 万円の予算を確保。検討時期に当たる平成 30 年から令和 6 年までほぼ毎年ハラスメントやコンプライアンスに関するテーマで研修会の開催を行っている。

(5) 条例制定後の変化について

条例制定後 6 年が経過するが、議員と職員間でハラスメントに関する問題は発生しておらず、効果はあったとの認識。一方で、今後の第三者委員会、研修会の在り方や開催について考える時期に来ていると感じら

		れる。また、令和6年11月22日には、議員と職員との関係だけではなく、職員が働きやすい良好な職場環境の実現を目指し、市としてもハラスメント根絶を宣言した。
	委員会の ま と め	川越市議会では、一人の市職員の被害に対する声が発端で、約半年で様々な段階を踏んで条例制定までに至ったが、条例を制定して終わりではなく、各議員がハラスメントに対しての意識を持ち続けるために、継続した研修会の開催を義務づけるなど、市議会としてしっかりとハラスメントに向き合う取組を行っていた。 セクハラやパワハラをはじめ、様々なハラスメントが取り沙汰されている現代において、本市議会でも、検討が必要な課題の一つと捉え、早い段階での検討を始めることが望ましいと考える。合わせて、川越市を参考に継続した研修会の開催についても議論を行い、議員個々の意識をしっかりと持つことも市議会全体として必要なことと考える。